

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号））

改 正 案	現 行
<p>（<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p> <p>第9条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。</p> <p>第9条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、墨田区規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>（<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p> <p>第9条の3 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。</p> <p>（<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p> <p>第9条の4 〔同左〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員、職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

2 [略]

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他墨田区規則で定める者（第16条の5第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生

[同左]

第15条 [同左]

(1) 法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員、職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

2 [略]

[同左]

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他墨田区規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務し

活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。）を承認するものとする。

2 〔略〕

（子育て部分休暇）

第16条の4 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日

ないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。）を承認するものとする。

2 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の6 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、墨田区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

[新設]

第2条による改正（職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号））

改 正 案	現 行
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第16条第1項の規定による育児時間、<u>勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の4第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の4第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間4</p>	<p>[同左]</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第16条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間4</p>

5分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。